

# 近代セールス

日.1 金融業務の総合ナビゲート誌  
2011

www.kindai-sales.co.jp

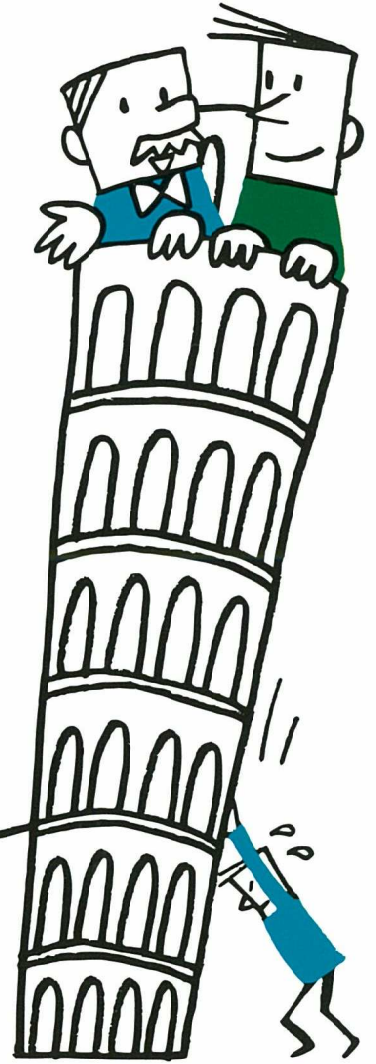
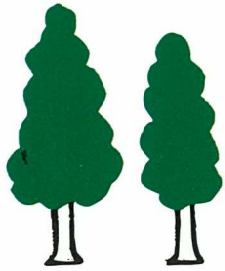
平成23年8月1日発行(毎月2回1日・15日発行) 昭和31年11月21日第3種郵便物認可 第56巻第15号通巻1135号

特集

監督指針改正!

## いま融資先の 経営改善には こう取り組む

ケース別に見たソリューション提案のポイント



特別企画

分配金重視のアドバイスは危険!

## 「トータルリターン」に着目した 分配型投資信託の提案法

取材企画

レポート  
リテール営業の最前線!!  
第3回●南都銀行平城支店

レポート  
できる渉外リーダーの活動術  
第6回●しずおか信用金庫押切支店

連載

マンガ・近藤優の  
リテール相談日記  
第29回●震災で変化した住宅購入希望者の意識

徹底マスター!  
相続アドバイス上達への道〈税務編〉  
第8回●第二次相続を踏まえた遺産分割

おかげさまで  
55周年



徹底マスター！

# 相続アドバイス上達への道



第8回

## 第二次相続も踏まえた遺産分割

●執筆●

**黒川 明** (税理士)

黒川税理士事務所代表。相続税に関するアドバイスを得意とするとともに、相続税がらみの関連業務・タックスプランニングを手がける。



今回は税務編

夫が平成23年3月に亡くなりました。相続人は妻である私と、長男と長女の3人です。私に万一のことがあった場合の相続も含め、財産を分割したほうがよいと言われたのですが、どういうことでしょうか。

今

回の夫の財産は以下のとおりである(図表1)。

- ①居住用不動産(相続税評価額)
- ・土地(240㎡)……2400万円
  - ・家屋……400万円
  - ②現金・預金……1000万円
  - ③死亡保険金(受取人は妻)……3000万円
  - ④その他財産……500万円
- 遺産総額は7300万円(な

お、相続人である長男と長女はそれぞれ別生計を営んでいる。夫の相続発生は、平成23年3月31日以前とし、平成23年度の相続税制改正適用施行日前の納付相続税額とする)

今回は遺産分割の方法について、A案とB案の2つの案を出して考えていきたい。

〈A案〉

- ・居住用不動産である土地と家屋を妻と長男が2分の1ずつ相続
- ・現金・預金は長男と長女が2分の1ずつ相続

- ・その他の財産は長女が相続
- ・死亡保険金は受取人である妻が相続

〈B案〉

- ・土地と建物は妻が相続
- ・現金・預金は長男と長女が2分の1ずつ相続
- ・その他財産は長男と長女が2分の1ずつ相続

小規模宅地等の特例により課税価格は大きく減額に

今回のケースでは、夫の遺産総



図表1 夫の財産明細

①居住用不動産（相続税評価額）	
・土地(240m <sup>2</sup> )	2,400万円
・家屋	400万円
②現金・預金	1,000万円
③死亡保険金(受取人妻)	3,000万円
④その他財産	500万円
遺産総額	7,300万円

「特定居住用宅地等の評価減の特例」の適用を受けることができない。そのため、A案においては960万円（1200万円×80%）、B案については1920万円（2400万円×80%）の割引軽減が受けられる。

額は7300万円であるが、実際に試算を行う場合には「小規模宅地等の課税価格の特例」や「死亡保険金の非課税限度額」の計算をすることにより、課税価格の総額はかなり減額されることになる。

図表2 実際の相続税額

①第一次相続の相続税 (単位：万円)						
	改正前 遺産分割A案			改正前 遺産分割B案		
	妻	長男	長女	妻	長男	長女
土地	1,200	1,200	—	2,400	—	—
小規模宅地の特例	△960	—	—	△1,920	—	—
家屋	200	200	—	400	—	—
現金・預金	—	500	500	—	500	500
生命保険	3,000	—	—	3,000	—	—
死亡保険金非課税	△1,500	—	—	△1,500	—	—
その他財産	—	—	500	—	250	250
課税価格	1,940	1,900	1,000	2,380	750	750
課税価格の総額	4,840			3,880		
基礎控除額	8,000			8,000		
課税遺産総額	0			0		
相続税の総額	0			0		
納付相続税額	0			0		

②第二次相続の相続税 (単位：万円)				
	改正後 遺産分割A案		改正後 遺産分割B案	
	長男	長女	長男	長女
土地	1,200	—	2,400	—
小規模宅地の特例	—	—	—	—
家屋	200	—	400	—
現金・預金	1,500	1,500	1,500	1,500
生命保険	—	—	—	—
死亡保険金非課税	—	—	—	—
母の所有する固有財産	1,000	1,000	1,000	1,000
課税価格	3,900	2,500	5,300	2,500
基礎控除	4,200		4,200	
課税遺産総額	2,200		3,600	
相続税の総額	230		440	
納付相続税額	140	90	299	141
第一次・第二次通算相続税額	230		440	

次に、死亡保険金については、非課税限度額の制度があるため、非課税限度額が1500万円（500万円×法定相続人数3人）となる。

こうした計算により、相続金7300万円に対する課税価格の総額は、A案では4840万円に、またB案では3880万円に減額される。つまり、どちらの分割方法にしても、相続税の改正適用施行日前の相続税計算であれば、課税価格の総額が基礎控除額8000万円以下（基礎控除額5000万円+1000万円×法定相続人数3人）となるために、納付税額は

発生しないのである（図表2-1参照）。  
**妻の相続金額が大きいほど第二次相続時の負担が大きい**  
 では、A案とB案のどちらの方がよいのか。それには、相続者である妻が亡くなって相続が発生



した場合の、第二次相続にかかる相続税まで計算して考えてみるのがポイントとなる。

第二次相続における遺産分割案については、以下のように設定して考えてみたい。

- ・妻の相続発生は、平成23年度の税制改正後とする
- ・土地と家屋は長男が相続
- ・現金・預金は、死亡保険金3000万円と母の固有の財産(2000万円)も含め、すべて長男と長女で2分の1ずつ相続

第二次相続の相続税について計算している図表2-②を見てほしい。A案の納付相続税額は2300万円、B案の納付相続税額は440万円と、210万円もの差があることが分かるだろう。

相続税では、「配偶者の税額軽減」が適用されるため、妻が夫の財産をすべて相続しても、法定相続分を超えない範囲、もしくは1億6000万円以下であれば相続税はかからない。しかし、第二次相続ではこの税額軽減は適用され

図表3 相続税の速算表

改正後 相続税の速算表		
法定相続人の取得金額	税率(%)	控除額(万円)
1,000万円以下	10	—
3,000万円以下	15	50
5,000万円以下	20	200
1億円以下	30	700
2億円以下	40	1,700
3億円以下	45	2,700
6億円以下	50	4,200
6億円超	55	7,200

の全財産7300万円と母親の固有財産2000万円を合わせ9300万円の課税遺産総額となり、相続人である長男と長女への納付税額は665万円となってしまふ。なお、その計算式は以下のとおり。

課税遺産総額9300万円ー基礎控除額4200万円＝5100万円。  
 $5100万円 \div 法定相続人2人 = 2550万円$ 。  
 $2550万円 \times 15\%$  (図表3の速算表参照) = 500万円。  
 $332万5000円 \times 2人 = 665万円$ 。

がまるまる相続税の評価額に含まれてしまうのである。

相続財産の評価額においては、土地や建物の占める割合が高いだけに、それらをどのように遺産分割するかによって納付相続税額に有利・不利が出てくる。したがって、第一次相続発生時において、いかに効率よく配偶者以外の親族に財産を移行することができるかが、重要なポイントとなるのだ。

以上のように、第一次相続時点での遺産分割をどう行うかで、第二次相続の納税負担が大きく異なることを伝えて、お客様には専門家による適切なアドバイスを求めるようにすすめてほしい。

また、平成22年度の税制改正で、特定居住用宅地等の「小規模宅地等の特例の適用対象者」を、被相続人と同居する親族等に限定されたことにも注意してほしい。そのため、同居していない長男は原則として、第二次相続発生時に「小規模宅地等の課税の特例」の適用が受けられず、居住用不動産

ないため、第一次相続時点において、妻が夫の遺産を取得すればするほど、第二次相続時の納付相続税額の負担が大きくなってしまふのである。

例えば、第一次相続において、妻が「配偶者の税額軽減」の適用を受けて夫の全財産を相続した場合、その際の相続税は0円となるが、第二次相続時においては、夫